令和元年５月

**【利用した覚えのない請求が届いた！】**

　**【相　談】**

「訴訟最終通知書」と書かれた不審なハガキが届いた。総合消費料金が未納とあるが、心当たりがない。最終取り下げ期日が明後日になっている。差出人は〇〇訴訟管理センターとあるが、公的な機関だろうか。本人から連絡するようにとあるがどうしたらよいか。

　（７０代、女性）

　**【アドバイス】**

これは架空請求のハガキです。連絡をしないで無視をするようにと助言しました。何かの名簿などを手がかりに事業者が根拠のない請求をしていると考えられます。同様なハガキは、当県だけではなく、全国の40代から80代の多くは女性に届いています。

このような架空請求ハガキが届いても、書いてある電話番号には絶対に連絡しないことです。連絡をすると、訴訟の取り下げ費用を請求されたり、裁判の取り下げのために弁護士を紹介されたりします。電話をきっかけに支払いをしてしまったという相談もあります。

支払い方法は、振込みだけではなく、コンビニで販売されているプリペイドカードによる方法、詐欺業者が消費者に支払い番号を伝えてコンビニのレジでお金を支払わせる方法などがあります。

架空請求の手段は、今回のようなハガキによるものだけでなく、メールで送られてくることもあります。例えば、著名な通販サイトをかたって携帯番号宛に届くＳＭＳメール、宅配便の再配達を装って届くメールなどがあります。

架空請求かどうか判断がつかないなどの場合は、相手に連絡せず当センターに相談してください。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。